

大阪市告示第1009号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和 40 年大阪市条例第 50 号）第 5 条第 2 項により読み替えられた同条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第 5 条第 2 項により読み替えられた同条例第 4 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立西成区民センター	令和 7 年 7 月 20 日（日）	午前 9 時 30 分から開票 事務及びその関連事務 終了時刻まで

（西成区役所市民協働課）